

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の  
提出を求める公示

平成19年5月2日

近畿地方整備局

琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、琵琶湖及び琵琶湖流入河川の水質浄化に関する技術的知見、琵琶湖の水辺環境における生態系の保全の技術的知見を得るために、既存文献、実験データ等の収集、侵略的外来魚駆除技術実験、二枚貝による水質浄化実験等について平成17、18年度実験結果の比較を含めて検討を行うものである。

本業務の実施にあたっては、水質に関する影響予測・評価及び保全対策に精通しているとともに、水質浄化に関する技術や侵略的外来魚の駆除技術および二枚貝による水質浄化機能の効果についての知見を有する等、水質及び生態系に関する高度で最新の知見を有することはもちろんのこと、実験施設を所有する又は確保する必要があることから、財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構（以下、「特定公益法人等」という。）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度琵琶湖水環境実験・検討業務

(2) 業務内容

- ① 多自然型水路モニタリング調査
- ② 侵略的外来魚駆除技術実験
- ③ 二枚貝水質改善実験

(3) 履行期限 平成20年3月10日

3. 業務目的

本業務は、琵琶湖及び琵琶湖流入河川の水質浄化に関する技術的知見、琵琶湖の水辺環境における生態系の保全の技術的知見を得るために、既存文献、実験データ等の収集、侵略的外来魚駆除技術実験、二枚貝による水質浄化実験等について平成17、18年度実験結果の比較を含めて検討を行うことを目的とする。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、次のとおりとする。

- 1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 2) 技術力に関する要件

水質に関する影響予測・評価及び保全対策に精通しているとともに、水質浄化に関する技術や侵略的外来魚の駆除技術および二枚貝による水質浄化機能の効果についての知見を有する等、水質及び生態系に関する高度で最新の知見を有すること、並びに、実験施設を所有又は確保できること。

## 3) 業務執行体制に関する要件

常時、水環境実験・検討業務を実施する担当技術者とその体制が確実にできること。

## 4) 設備・システムに関する要件

実験施設として琵琶湖からポンプ施設（10,000m<sup>3</sup>/日以上）で導水可能な以下の設備を所有又は確保できること。

①容量1,000m<sup>3</sup>程度、水深0.3～0.5mの多自然型護岸による水質浄化実験池1槽

②幅2.4m×長さ15m×水深0.6mのコンクリート製実験池1槽

③幅3m×長さ9m×高さ2mのコンクリート製実験池3槽

## 5) 業務実績に関する要件

下記に示される同種業務について、1件以上の受注実績を有している者。

・同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国の機関（独立行政法人水資源機構含む）又は地方公共団体が発注した下記に示す①又は②のいずれかの業務

① ④②程度の規模の水槽を用いた魚類生態実験業務

② ④③程度の規模の水槽を用いた水質浄化実験業務

## (2) 配置予定技術者に対する資格要件及び業務実績は、以下のとおりとする。

### 1) 配置予定管理技術者

#### ・資格要件

以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士(総合技術監理部門)を有する者

イ) 技術士(建設部門又は環境部門)を有する者。ただし、平成13年度以降の合格者の場合には、13年以上の実務経験を有する者

ウ) RCCM(建設環境部門又は河川、砂防及び海岸・海洋部門)を有する者

エ) 当該業務に関する研究者で博士の資格を有する者、又は、水環境に関する学芸員の経験を有する者。

#### ・同種業務の実績

下記に示される同種業務について、1件以上の受注実績を有している者。

・同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国の機関（独立行政法人水資源機構含む）又は地方公共団体が発注した下記に示す①又は②のいずれかの業務

① 水槽を用いた魚類生態実験業務

② 水槽を用いた水質浄化実験業務

## 5. 手続等

### (1) 担当部局

〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1

国土交通省近畿地方整備局 球磨湖河川事務所 経理課契約係

TEL : 077-546-0844(代) FAX : 077-546-0906

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

平成19年5月2日(水)から平成19年5月22日(火)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。交付時間は10時00分から16時00分まで)

②交付場所

(1)に同じ。

③交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①提期期限

平成19年5月23日(水)14時00分

②提出場所

(1)に同じ。

③提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限 :

平成19年6月5日(火)14時00分

(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

7. Summary

(1) Subject matter of service :

Water environment experiment - examination duties of Lake Biwa in 2007.

(2) Time-limit to express interests:

19, March, 2007 14:00

(3) Contact point for documentation relating to the proposal:

Accounting section contract guidance person in charge,  
Biwako Office of River, Kinki regional Development Bureau,  
Ministry of Land, Infrastructure and Transport,  
4-5-1 Kurotsu, Otsu-City, Shiga, Japan, 520-2279  
Tel 077-546-0844 Fax 077-546-0906

(4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs:

Accounting section contract guidance person in charge,  
Biwako Office of River, Kinki regional Development Bureau,  
Ministry of Land, Infrastructure and Transport,  
4-5-1 Kurotsu, Otsu-City, Shiga, Japan, 520-2279

Tel 077-546-0844

Fax 077-546-0906

以上